

飯田一日合同行政相談所開催のお知らせ

- 日時：10月16日（金）10：00～13：00
（受付は12：30まで）
- 場所：飯田市役所 C棟 C311・C312・C313 会議室
（飯田市大久保町 2534）
- 予約期間：9月28日（月）～10月9日（金）
（平日 8：30～17：15）
- 電話番号：026-235-0128（事前予約優先）

例えば、こんな内容の相談ができます！



行政相談マスコット
キクーン

- ・贈与税と相続税について知りたい。
- ・遺産を相続すると相続税はどのくらいかかるの？
- ・遺言の作成手続きについて教えてほしい。
- ・遺産分割協議書について教えてほしい。
- ・成年後見制度について教えてほしい。
- ・公正証書遺言について知りたい。
- ・不動産登記が義務化されたが、個人名義の土地がありどうしたらよいか。
- ・相続放棄について教えてほしい。
- ・年金の繰り上げ、繰り下げ受給について教えてほしい。
- ・土地の境界について相談したい。
- ・隣家から枝や草が越境して困っている。
- ・困りごとについてどこに相談したらよいか教えてほしい。

無料で秘密厳守ですので、お気軽にご相談ください。

【予約電話では】

- ・相談内容、お名前、電話番号、住所をお聞きします。
- ・相談を担当する機関、相談開始時間及び来所時の注意事項をご説明します。

【当日の流れ】

- ・相談開始時間の5分～10分前にお越し下さい。
- ・ご都合が悪くなった場合は、☎026-235-0128 にお電話ください。
- ・当日申し込みの場合、予約状況に空きがありましたら、ご相談いただけます。

参加機関（予定）

法務局、長野県、飯田市、年金事務所、公証役場、弁護士
司法書士、行政書士、税理士、土地家屋調査士、行政相談委員

総務省の行政相談とは

国の行政などへの苦情や意見・要望を受け付け、担当行政機関とは異なる立場から、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かす仕組みです。無料・秘密厳守です。

「行政相談センター」(0570-090110)と、総務大臣から委嘱された民間有識者である「行政相談委員」が、日頃から相談を受け付けています。行政相談委員は、各市町村に1名以上委嘱されており、定期的に相談所を開設しています。開催日時は各市町村で異なりますので、市町村へお問い合わせください。